

(仮称) 神野台学校給食センター整備及び運営事業

入札説明書

平成31年1月11日

加古川市
加古川市教育委員会

目 次

I 事業概要.....	1
1 事業名称.....	1
2 公共施設の管理者.....	1
3 本事業の目的.....	1
4 本事業の基本理念.....	1
5 事業の内容.....	2
II 入札参加者に関する条件.....	4
1 入札参加者の構成.....	4
2 入札参加者の備えるべき入札参加資格要件.....	5
III 事業者の募集及び選定に関する事項.....	9
1 募集及び選定方法.....	9
2 募集及び選定スケジュール.....	9
IV 入札に関する事項.....	10
1 入札手続き.....	10
2 入札参加に関する留意事項.....	11
3 入札予定価格.....	13
V 落札者の決定.....	14
1 落札者の決定.....	14
2 審査結果の通知.....	14
3 審査結果等の公表.....	14
VI 提案に関する条件.....	15
1 立地条件等.....	15
2 事業者が行う業務.....	15
3 入札時算定用年間給食提供食数.....	15
4 業務の委託.....	16
5 事業者の収入.....	17
6 市による事業の実施状況及びサービス水準の監視.....	17
7 保険.....	17
8 市と事業者の責任分担.....	17
9 財務書類の提出.....	17
VII 契約に関する事項.....	18
1 契約手続き.....	18
2 事業契約の概要.....	18
3 契約金額.....	18
4 契約の保証.....	18
5 SPC の設立.....	18

6 事業者の事業契約上の地位.....	19
7 契約金額の内訳の公表.....	19
VIII 入札書類.....	20
1 入札参加資格審査書類.....	20
2 その他関係書類.....	20
3 第二次審査書類.....	20
IX その他.....	23
1 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援.....	23
2 事業の継続が困難となった場合における措置.....	23
3 情報公開及び情報提供.....	24
4 入札手続きに関する問い合わせ.....	24

様式－1 入札説明書等に関する質問書

I 事業概要

1 事業名称

(仮称) 神野台学校給食センター整備及び運営事業

2 公共施設の管理者

加古川市長 岡田 康裕

3 本事業の目的

本市では、昭和48年2月から給食が提供されている志方中学校を除き家庭からの弁当を基本としてきたが、平成27年7月に中学校給食の実施を決定し、8月に加古川市中学校給食基本方針、平成28年2月に加古川市中学校給食基本計画を策定した。これらのなかでは、志方町にある現学校給食センターに加えて学校給食センターを日岡山公園隣接地及び神野台用地の2箇所、新たに設置することとした。

本事業は、本市が新たに整備する2つ目の学校給食センターとして平成33年9月1日までに供用開始するものであり、本市の生徒にとって、安全で、栄養バランスに配慮された食事を摂ることができ、食育の推進にも寄与する中学校給食の実施を目的とする。

4 本事業の基本理念

① 安全・安心な給食を提供します。

- ・HACCPの概念を取り入れた衛生管理のもと、安全・安心な給食を提供する。
- ・調理給食数を最大4,300食／日とする。
- ・衛生管理への対応を図る。
- ・アレルギー対応室、設備を設置する。
- ・床からの二次汚染を防止するドライシステムを導入する。
- ・交差汚染を防止する施設・設備を配置する。
- ・汚染・非汚染区域の明確なゾーニングを導入する。
- ・外部からの異物混入を防止する設備を設置する。

② 給食を適温提供します。

- ・適切な温度管理を行うために、調理後の保温・保冷に十分配慮した搬送器具を導入し、運営する。
- ・調理後2時間以内に喫食を行うために、効率的な搬送ができる輸送形態や余裕のある調理能力を持った調理機器を導入し、運営する。

③ 家庭・地域と連携した食育を推進します。

- ・調理現場の様子が見学できる見学通路を設置する。
- ・学校給食における栄養教育に関する情報を発信する諸室・機器の設置。
- ・職員の研修、生徒の見学会、保護者や地域住民を交えた講座、試食会等にも利用できる研修室、試食室、調理実習室を設置する。
- ・防災運用に配慮した施設を整備する。
- ・食育及び地産地消に取り組む。

④ 環境に配慮した、効率的で質の高い施設を整備します。

- ・ライフサイクルコストに配慮した施設を整備し、運営する。
- ・太陽光、風力等の再生可能エネルギー利用設備を設置する。
- ・CO₂ の排出抑制など環境負荷の低減を図る省エネルギー機器を導入する。
- ・施設の防音・防臭を考慮し、近隣との共生を図る。
- ・生ごみの減量化及び再資源化への対応を図る。
- ・省エネルギー化に努める。

5 事業の内容

(1) 施設概要

- ・事業用地：加古川市神野町神野 156-1、156-17、156-21、156-22、156-24、156-25、156-26、156-27、221-5、221-6、221-7、225-5、226-3、227-8、1821-1、1821-8
- ・敷地面積：約 7,000 m²
- ・供給能力：4,300 食／日

(2) 事業方式

本事業における施設の整備・運営は設計施工運営一括発注方式（DBO 方式（Design：設計、Build：施工、Operate：運営））により実施するものとし、市は、本施設の設計・施工及び運営に係る資金を調達し、本施設を所有する。

また、本施設の設計・建設（以下「施設整備業務」という。）は、本事業を実施する者として落札した企業グループ（以下「落札者」という。）を構成する企業が設立するコンソーシアムが行う。

さらに、本施設の維持管理・運営等に係る業務（以下「維持管理・運営業務」という。）は、事業者が本施設の維持管理・運営のために設立する特別目的会社（以下「SPC」という。）が、15 年間の運営期間にわたって行う。

(3) 事業期間

本事業の事業期間は、事業契約締結日から平成 48 年 7 月末日までとする。

(4) 業務の範囲

事業者が行う主な業務は、以下のとおりとする。

① 施設整備業務

- ア 事前調査業務及びその関連業務
- イ 設計業務
- ウ 建設工事
- エ 工事監理業務
- オ 調理設備調達・設置業務
- カ 調理備品調達業務
- キ 食器・食缶等調達業務
- ク 事務備品調達業務
- ケ 付帯工事業務

- コ 近隣対応・対策業務
- サ その他これらを実施する上で必要な関連業務

② 開業準備業務

③ 維持管理業務

- ア 建物維持管理業務
- イ 建築設備維持管理業務
- ウ 調理設備維持管理業務
- エ 外構等維持管理業務
- オ 清掃業務
- カ 警備業務
- キ その他これらを実施する上で必要な関連業務

④ 運営業務

- ア 日常の検収補助業務
- イ 納食調理業務
- ウ 洗浄等業務
- エ 配送及び回収業務
- オ 配膳業務
- カ 残渣等処理業務
- キ 運営備品等更新業務
- ク 配送車両調達・維持管理業務
- ケ 献立作成支援業務
- コ 食育支援業務
- サ その他これらを実施する上で必要な関連業務

(5) 事業スケジュール（予定）

事業スケジュールは、概ね以下のとおりである。

○事業契約の締結	平成 31 年 9 月下旬
○事業期間	事業契約締結日～平成 48 年 7 月末日
・設計・建設期間	事業契約締結日～平成 33 年 6 月末日
・開業準備期間	平成 33 年 7 月～平成 33 年 8 月末日
・供用開始日	平成 33 年 9 月 1 日
・維持管理・運営期間	平成 33 年 9 月 1 日～平成 48 年 7 月末日

II 入札参加者に関する条件

1 入札参加者の構成

(1) 入札参加者の構成と定義

入札参加者は、本事業を実施するために必要な能力（入札参加資格要件）を備えた以下に定義する法人で構成されるグループとする。

入札参加者は、「コンソーシアム構成員」及び「コンソーシアム協力企業」で構成される。

コンソーシアム構成員は、市と建設請負契約を直接締結する法人である「建設コンソーシアム構成員」及び SPC に出資を行い、SPC から直接受託・請負する法人である「SPC 構成員」から構成される。

コンソーシアム協力企業は、市と建設請負契約を直接締結しない法人である「建設コンソーシアム協力企業」及び業務の一部を SPC から直接受託・請負するが、SPC には出資を行わない法人である「SPC 協力企業」から構成される。

なお、建設コンソーシアム構成員又は建設コンソーシアム協力企業が、維持管理・運営業務についても SPC から直接受託・請負する場合、SPC 構成員又は SPC 協力企業を兼ねることは可能である。

また、維持管理・運営業務で設置する SPC について、SPC 構成員以外の者が SPC の出資者になることは可能であるが、当該出資者による出資比率は、全事業期間において出資額全体の 50%未満とする。

(2) コンソーシアム構成員等の明示

入札参加者は、入札参加資格審査書類の提出時に、コンソーシアム構成員及びコンソーシアム協力企業を明示するものとする。ただし、建設コンソーシアム協力企業は、本事業を実施する上で特に重要な役割を担う業者（以下に定義する特定業務を含む）について協力企業としての明示を期待するものであり、全ての下請負工事業者等の明示を求めるものではない。

また、コンソーシアム構成員の中で応募手続きを行い、市との対応窓口となる 1 法人（以下「代表企業」という。）についても明らかにしなければならない。

(3) 構成員等による複数業務の実施

入札参加者のコンソーシアム構成員又はコンソーシアム協力企業が、複数の業務を兼ねて実施することは妨げないが、建設業務と工事監理業務を同一の者又は資本面若しくは人事面において密接な関連のある者が兼ねてはならない。

なお、「資本面において密接な関連のある者」とは、当該企業の発行済株式総数の 100 分の 50 を超える議決権を有し、又はその出資の総額の 100 分の 50 を超える出資をしている者をいい、「人事面において密接な関連のある者」とは、当該企業の役員を兼ねている場合をいう（以下同じ。）。

(4) 構成員等による複数応募の禁止

設計業務・工事監理業務・建設業務・運営業務（以下「特定業務」という。）を担当する企業及び同企業と資本面又は人事面において密接な関連のある者は、他の入札参加者のコンソーシアム構成員又はコンソーシアム協力企業になることはできない。

また、代表企業と資本面又は人事面において密接な関連のある者も、他の入札参加者のコンソーシアム構成員又はコンソーシアム協力企業になることはできない。

ただし、入札参加者の積極的な参加を促す観点から、前2段の条件に抵触しない限り、入札参加者のコンソーシアム協力企業が、他の入札参加者のコンソーシアム協力企業を兼ねることは可能とする。

(5) 入札参加者の変更及び追加

入札参加資格審査書類において明示が義務付けられている者の変更及び追加は、2(3)の場合など市がやむを得ないと認めた場合を除き、原則として認めない。

2 入札参加者の備えるべき入札参加資格要件

入札参加者のコンソーシアム構成員及びコンソーシアム協力企業は、以下の(1)及び(2)で規定する入札参加資格要件を、入札参加資格審査書類の受付締切日（以下「入札参加資格確認基準日」という。）に満たしていなければならず、当該要件を満たしていない入札参加者の応募は認めないものとする。

また、入札参加資格審査書類に事実と異なる記載のあるものは、当初から参加がなかったものとみなす。

なお、事業者選定委員会の委員公表日以降に、本事業について委員に接触を試みた者については、入札参加資格を失うものとする。

(1) 共通の入札参加資格

- ① 平成30年度「加古川市入札参加資格者名簿」に登載されており、平成31年度も登載されること。なお、落札者は、事業契約締結後も事業期間を通じてこれに登載されること。
- ② 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- ③ 最近2年間の市町村税を滞納していないこと。
- ④ 最近2年間の消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
- ⑤ 会社更生法に基づき更生手続開始の申し立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申し立てがなされている者（開始の決定がなされた者を除く。）、銀行取引停止になっている者等、経営状況が著しく不健全であるものと認められること。
- ⑥ 公告日から落札者決定までの間に、加古川市指名停止基準に基づく競争入札参加停止、競争入札参加資格取消及び排除措置を受けていない者であること。
- ⑦ 本事業についてアドバイザー業務を委託した以下の者又はこれらの者と資本面若しくは人事面において密接な関連がある者ではないこと。
 - ・株式会社日建設計総合研究所
 - ・日建設計コンストラクションマネジメント株式会社

・弁護士法人関西法律特許事務所

- ⑧ 事業者選定委員会の委員又は委員が属する企業と資本面又は人事面において密接な関連がある者ではないこと。

(2) 個別の入札参加資格要件

入札参加者のコンソーシアム構成員及びコンソーシアム協力企業のうち特定業務の各業務にあたる者は、それぞれ以下に掲げる各要件を満たすこと。なお、複数の要件を満たす者は当該複数業務を実施することができる。ただし、建設業務にあたる者及びその関連会社が、工事監理業務を行うことはできないものとする。

① 設計業務を行う者

設計業務を実施する場合は、以下に示す要件について、いずれにも該当すること。

なお、複数の設計企業で実施する場合は、以下に示すア及びイの要件については、全ての企業でいずれにも該当し、ウ、エ及びオの要件は、必ず1社以上でいずれにも該当すること。

ア 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条第1項の規定により、一級建築士事務所の登録を受けた者であること。

イ 平成30年度「加古川市入札参加資格者名簿（測量・建設コンサルタント等）」に登載されており、平成31年度も登載されること。なお、落札者は、事業契約締結後も事業期間を通じてこれに登載されること。

ウ 平成21年1月以降に竣工したドライシステムの学校給食施設（学校給食法施行令（昭和29年政令第212号）に定める単独校調理場及び共同調理場並びに夜間課程を置く高等学校における学校給食に関する法律（昭和31年法律第157号）に定める夜間学校給食の実施に必要な施設並びに特別支援学校の幼稚部及び高等部における学校給食に関する法律（昭和32年法律第118号）に定める学校給食の実施に必要な施設をいう。以下同じ。）又は特定給食施設（健康増進法（平成14年法律第103号）に定める特定給食施設をいう。以下同じ。）の設計実績（実施設計）を有すること。

エ 平成21年1月以降に竣工した延床面積3,000m²以上の公共施設の設計実績（基本設計又は実施設計）を有すること。

オ HACCPに関する相当の知識を有していること。

※HACCPに関する相当の知識とは、HACCP対応施設の設計実績、HACCPに関する書籍の出版の実績、HACCPに関する講習会の受講歴、及びこれらと明らかに同等の実績をいう。

② 工事監理業務を行う者

工事監理業務を実施する場合は、以下に示す要件について、いずれにも該当すること。

なお、複数の工事監理企業で実施する場合は、以下に示すア及びイの要件については、全ての企業でいずれにも該当し、ウ、エ及びオの要件は、必ず1社以上でいずれにも該当すること。

ア 建築士法第23条第1項の規定により、一級建築士事務所の登録を受けた者であること。

イ 平成30年度「加古川市入札参加資格者名簿（測量・建設コンサルタント等）」に登載

されており、平成 31 年度も登載されること。なお、落札者は、事業契約締結後も事業期間を通じてこれに登載されること。

ウ 平成 21 年 1 月以降に竣工したドライシステムの学校給食施設又は特定給食施設の工事監理実績を有すること。

エ 平成 21 年 1 月以降に竣工した延床面積 3,000 m²以上の公共施設の工事監理実績（基本設計又は実施設計）を有すること。

オ HACCP に関する相当の知識を有していること。

③ 建設業務を行う者

建設業務を実施する者は、施工形態が特定 JV、単体企業又は各業種からなるコンソーシアムのいずれの場合でも以下に示す要件について、いずれにも該当すること。

ア 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 3 条第 1 項の規定による特定建設業の許可を受けた者であること。

イ 平成 30 年度「加古川市入札参加資格者名簿（建設工事）」に登載されており、平成 31 年度も登載されること。なお、落札者は、事業契約締結後も事業期間を通じてこれに登載されること。

ウ 建設業法第 27 条の 23 第 1 項に定める経営事項審査において、直近かつ有効な総合評定値が分担する工事に応じ次の点数以上の者であること。

- ・建築工事：建築一式工事の総合評定値が 750 点
- ・土木工事：土木工事一式工事の総合評価値が 750 点
- ・電気工事：電気工事の総合評定値が 600 点
- ・管工事：管工事の総合評定値が 600 点

④ 給食調理業務を行う者

給食調理業務を実施する場合は、以下に示す要件について、いずれにも該当すること。

また、複数の給食調理企業で実施する場合でも、以下に示す要件について、全ての企業でいずれにも該当すること。なお、ウに記す営業禁止又は停止の処分を受けている場合でも、その原因が調理企業にない旨を書面で提出し、市が認めた場合に限り入札参加資格を有するものとする。

ア ドライシステムの学校給食施設又は特定給食施設の調理業務の実績を有すること。

イ 平成 26 年 1 月以降に食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）に規定する罰則の適用を受けていないこと。

ウ 平成 26 年 1 月以降に学校給食施設において食品衛生法に規定する営業禁止又は停止の処分を受けていないこと。

エ 平成 30 年度「加古川市入札参加資格者名簿（物品役務）」に登載されており、平成 31 年度も登載されること。なお、落札者は、事業契約締結後も事業期間を通じてこれに登載されること。

（3）入札参加資格要件の喪失

入札参加者のコンソーシアム構成員又はコンソーシアム協力企業が、入札参加資格確認基準日から落札者決定までの間に、入札参加資格要件を満たさなくなったときは、以下の場合を除き、原則として当該入札参加者の入札参加資格を取り消すものとする。

- ① 入札参加資格確認基準日から第二次審査書類提出日の前日までに入札参加資格を喪失**
- ア 入札参加資格を喪失しなかったコンソーシアム構成員又はコンソーシアム協力企業のみで本実施方針に定める入札参加資格要件を満たしており、構成員等変更承諾願を市に提出し、第二次審査書類の提出日までに市が変更を認めた場合
- イ 入札参加資格を喪失したコンソーシアム構成員又はコンソーシアム協力企業と同等の能力・実績を有し、入札参加資格要件を満たす新たなコンソーシアム構成員又はコンソーシアム協力企業を加えた上で、構成員等変更承諾願を市に提出し、第二次審査書類の提出日までに市が変更を認めた場合
- ② 第二次審査書類提出日から落札者決定日までに入札参加資格を喪失**
- ア 入札参加資格を喪失しなかったコンソーシアム構成員又はコンソーシアム協力企業のみで本実施方針に定める入札参加者の入札参加資格要件を満たしており、構成員等変更承諾願を市に提出し、落札者決定日までに市が変更を認めた場合（ただし、代表企業が入札参加資格を喪失した場合を除く。）
- イ 入札参加資格を喪失したコンソーシアム構成員又はコンソーシアム協力企業と同等の能力・実績を有し、入札参加資格要件を満たす新たなコンソーシアム構成員又はコンソーシアム協力企業を加えた上で、構成員等変更承諾願を市に提出し、落札者決定日までに市が変更を認めた場合（ただし、代表企業が入札参加資格を喪失した場合を除く。）

また、入札説明書の公表から落札者決定までの間に、入札参加者のコンソーシアム構成員又はコンソーシアム協力企業に次の行為があったときは、当該入札参加者の入札参加資格を取り消すものとする。

- ・加古川市入札参加停止基準に基づく入札参加停止措置を受けること。
- ・選定委員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めるここと。
- ・他の提案者と応募提案の内容又はその意思について相談を行うこと。
- ・事業者選定終了までの間に、他の提案者に対して応募提案の内容を意図的に開示すること。
- ・応募提案に虚偽の記載を行うこと。
- ・その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと。

III 事業者の募集及び選定に関する事項

1 募集及び選定方法

本事業では、施設整備、維持管理、運営の各業務を通じて、事業者の広範囲かつ高度な能力やノウハウと効率的かつ効果的な事業実施が求められることから、事業者の選定は、入札価格に加え、施設や設備の性能、維持管理・運営における業務遂行能力、事業計画の妥当性等を総合的に評価する総合評価一般競争入札方式により行うものとする。

2 募集及び選定スケジュール

事業者の募集及び選定スケジュール（予定）は、以下のとおりとする。

日 程	スケジュール
平成 31 年 1 月 11 日	入札公告、入札説明書等の公表
平成 31 年 2 月 1 日	入札説明書等に関する質問受付締切
平成 31 年 2 月 22 日	入札説明書等に関する質問に対する回答
平成 31 年 3 月 1 日	入札参加資格確認書類の受付締切
平成 31 年 3 月 15 日	入札参加資格確認結果の通知
平成 31 年 4 月 19 日	入札及び提案審査書類の受付締切
平成 31 年 7 月上旬	落札者の決定・公表
平成 31 年 7 月下旬	基本協定締結
平成 31 年 8 月下旬	仮契約の締結
平成 31 年 9 月下旬	事業本契約締結

IV 入札に関する事項

1 入札手続き

(1) 入札説明書等に関する質問受付

入札説明書等の内容等に関する質問を以下のとおり受け付ける。

① 受付期限

平成 31 年 2 月 1 日（金）午後 5 時まで

② 提出先

加古川市教育委員会教育総務部学務課

③ 提出方法

入札説明書等に関する質問書（様式－1）に記入の上、電子メールでのファイル添付により提出すること。

(2) 入札説明書等に関する質問に対する回答

入札説明書等に関する質問に対する回答を平成 31 年 2 月 22 日（金）までに市ホームページにおいて公表する。

(3) 入札参加資格審査書類の受付

入札参加者は、入札参加資格審査書類（「VII入札書類」を参照）を以下のとおり提出しなければならない。

① 受付期限

平成 31 年 3 月 1 日（金）午後 5 時まで。ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く。

② 提出先

加古川市教育委員会教育総務部学務課

③ 提出方法

持参又は郵送（郵送の場合は、書留郵便に限る。）により提出すること。

(4) 入札参加資格審査結果の通知

入札参加資格審査の結果を平成 31 年 3 月 15 日（金）までに代表企業に対して通知する。

(5) 入札を辞退する場合

入札参加資格が確認された入札参加者が入札を辞退する場合は、入札日の前日までに入札辞退届（様式 2-1）を加古川市教育委員会教育総務部学務課に提出すること。

(6) 入札（第二次審査書類の受付）

入札参加者は、第二次審査書類（「VII入札書類」を参照）を以下のとおり提出しなければならない。なお、入札日時に遅れた場合は、入札に参加できない。

① 入札日時

平成 31 年 4 月 19 日（金）午後 3 時

② 入札場所

加古川市役所 消防庁舎 4 階 入札室

③ 入札参加者

原則として、代表企業とする。ただし、「委任状（代表企業用）」（様式 1－9）を事前に提出している場合又は入札日に持参した場合のみ、代表企業の代理人の参加を可とする。

④ 提出方法

持参により提出すること。

⑤ 入札及び開札の手順

入札及び開札は、代表企業又はその代理人の立会いの上行うものとし、代表企業又はその代理人が開札に立ち会わないときは、当該入札事務に関係のない市職員を立ち会わせるものとする。なお、当該開札では、入札価格が予定価格を超えていないことを確認し、この際の入札価格の公表は行わない。また、全入札参加者の入札価格が予定価格を超えている場合でも、再度入札（2回目）は行わない。

（7）ヒアリング等

市は、入札参加者に対し、平成 31 年 6 月（予定）に提案書（「Ⅷ入札書類」）に示す提案書 I からⅧをいう。以下同じ）の内容に関するヒアリング等を実施する。具体的な実施方法は、後日、市より代表企業に対して通知する。

2 入札参加に関する留意事項

（1）入札説明書等の承諾

入札参加者は、入札書の提出をもって、入札説明書等及び追加資料の記載内容を承諾したものとみなす。

（2）費用負担

入札に伴う費用は、すべて入札参加者の負担とする。

（3）入札保証金

入札保証金は、免除する。

（4）使用する言語、通貨単位及び時刻

入札に関して使用する言語は、日本語、単位は、計量法（平成 4 年法律第 51 号）に定めるもの、通貨単位は、円、時刻は日本標準時とする。

（5）著作権

提案書の著作権は、入札参加者に帰属する。ただし、市が本事業において公表等を必要と認めるときは、市は、事前に事業者と協議の上で、提案書の全部又は一部を使用できるものとする。

また、契約に至らなかった入札参加者の提案については、市による事業者選定過程等の説明以外の目的には使用しないものとする。

(6) 特許権等

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている工事材料、施工方法、維持管理方法等を使用した結果生じた責任は、原則として入札参加者が負うこととする。

(7) 入札書類の取扱い

提出された入札書類については、変更できないものとし、また、返却しない。

(8) 市からの提示資料の取扱い

市が提示する資料は、入札に係る検討以外の目的で使用することはできない。

(9) 入札の中止等

天災地変等やむを得ない理由により、入札の執行ができないときは、これを延期し、又は中止する場合がある。

また、入札参加者の連合の疑い、不正不穏行動等により入札を公正に執行できないと認められるときには、入札の執行を延期し、又は取りやめがある。

(10) 入札無効に関する事項

以下のいずれかに該当する入札は、無効とする。なお、落札者決定後において、当該落札者が無効の入札を行っていたことが判明した場合には、落札決定を取り消す。

- ① 入札に参加する者に必要な資格のない者が入札したもの
- ② 入札書が所定の日時までに到着しないもの
- ③ 一の入札に同一の入札者から2通以上の入札書が出されたもの
- ④ 入札書に必要な記名押印のないもの
- ⑤ 金額その他主要事項の記載が不明確なもの
- ⑥ 代理人が入札する場合において、委任状の提出がないもの
- ⑦ 入札者が明らかに協定して入札し、その他入札に際し不正の行為があったと認められるものの
- ⑧ その他入札に関する条件に違反したもの

(11) その他

入札説明書等に定めるもののほか、入札にあたって必要な事項が生じた場合には、代表企業に通知する。

3 入札予定価格

本事業の予定価格は、4，626，374千円（消費税及び地方消費税を除く。）とする。

なお、このうち、建設請負契約の予定価格は1，868，458千円（消費税及び地方消費税を除く。）とし、管理運営業務委託契約の予定価格は2，757，916千円（消費税及び地方消費税を除く。）とする。

V 落札者の決定

1 落札者の決定

- (1) 審査は、落札者決定基準に従い入札参加資格審査、及び第二次審査により実施する。具体的な審査の方法及び評価基準等は落札者決定基準に示す。
- (2) 第二次審査のうち性能審査及び価格審査については、事業者選定委員会が審査を行い、最優秀提案を選定する。
- (3) 市は、事業者選定委員会の選定結果を踏まえ、落札者を決定する。

2 審査結果の通知

審査結果は、落札者決定後速やかに、全ての代表企業に対して通知する。

3 審査結果等の公表

審査結果については、市ホームページにおいて公表する。

VI 提案に関する条件

本事業の提案に関する条件は以下のとおりである。入札参加者は、これらの条件を踏まえて、入札書類を作成するものとする。なお、入札参加者の提案が要求水準書に示す要件を満たしていない場合は失格とする。

1 立地条件等

事業用地	加古川市神野町神野156-1、156-17、156-21、156-22、156-24、156-25、156-26、156-27、221-5、221-6、221-7、225-5、226-3、227-8、1821-1、1821-8
敷地面積	約7,000 m ²
用途地域等	市街化調整区域、神野台地区地区計画
建ぺい率	60%
容積率	150%
調理能力	4,300 食／日（アレルギー対応食を含む。）
献立方式等	<p>① 中学校給食：1 献立制</p> <p>ア 副食3品（主菜×1品、副菜×2品）を基本とする。</p> <p>イ 希望者には、アレルギー対応食を提供する。</p> <p>ウ アレルギー対応食は、除去食を基本とし、市が作成するアレルギー対応食の献立に従う。なお、対応アレルゲンは特定原材料7品目（卵、乳、小麦、えび、かに、そば、落花生）のうち、2品目（卵、乳）とし、提供方法は1形態とする。なお、事業期間中に除去食を1品目程度追加する可能性がある。</p>

2 事業者が行う業務

事業者が行う業務は、I 5 (4) 業務の範囲及び要求水準書に示すとおりとする。

3 入札時算定用年間給食提供食数

入札価格の算定にあたっては、年間提供日数及び1日当たりの食数は以下のとおりとする。

年度	年間提供日数	1日当たり食数		
		中学校	アレルギー対応食	合計
平成33年度	108	3,615	37	3,652
平成34年度	162	3,622	37	3,659
平成35年度	162	3,648	37	3,685
平成36年度	162	3,684	37	3,721
平成37年度	162	3,602	36	3,638
平成38年度	162	3,489	35	3,524
平成39年度	162	3,362	34	3,396
平成40年度	162	3,309	33	3,342

平成41年度	162	3,332	34	3,366
平成42年度	162	3,362	34	3,396
平成43年度	162	3,335	34	3,369
平成44年度	162	3,301	33	3,334
平成45年度	162	3,274	33	3,307
平成46年度	162	3,247	33	3,280
平成47年度	162	3,220	33	3,253
平成48年度	54	3,194	32	3,226

4 業務の委託

事業者は、入札書類に示したとおり、コンソーシアム構成員又はコンソーシアム協力企業に本事業の業務を委託又は請け負わせるものとし、市の承諾を得た場合に限り、入札書類に示していない第三者に業務を委託又は請け負わせることができる。なお、第三者への業務の委託又は請負は、すべて事業者の責任において行うものとし、事業者が使用する第三者の責めに帰すべき事由により生じた増加費用及び損害は、その原因及び結果のいかんにかかわらず、すべて事業者が責任を負うものとする。

5 事業者の収入

市は、建設請負事業者に給食センター施設整備に係る対価を支払い、SPCに運営に係る対価として、サービス購入費を支払う。支払方法、支払時期については、事業契約書（案）を参照すること。

なお、維持管理・運営に係る対価は、固定料金と変動料金で構成されるものとし、固定料金には、建物維持管理、清掃、警備等に係る費用が含まれ、変動料金には、提供食数に応じて変動する調理人件費、光熱水費等に係る費用が含まれることを想定しているが、これらの具体的な設定については、事業者の提案によるものとし、事業契約書において定める。

6 市による事業の実施状況及びサービス水準の監視

市は、事業期間中、事業者が行う業務に関するモニタリングを行う。

事業者が提供する本事業のサービスが市の要求水準を満たしていない場合には、基本的に、事業契約書に基づきサービス購入費を減額する。詳細については、事業契約書（案）を参照すること。

7 保険

事業契約書（案）を参照すること。

8 市と事業者の責任分担

（1）基本的考え方

本事業においては、最も適切にリスクを管理することのできる者が当該リスクを担当するとの考え方に基づき、市と事業者が適正にリスクを分担することにより、事業全体のリスクを低減し、事業全体の効率化及びより低廉で質の高い公共サービスを提供することを基本とする。したがって、事業者の担当する業務に係るリスクについては、基本的には事業者が負うものとする。ただし、市が責任を負うべき合理的な理由がある事項については、市がそのすべて又は一部を負うこととする。

（2）予想されるリスクと責任分担

市と事業者の責任分担は、事業契約書（案）に示すとおりであり、入札参加者は、負担すべきリスクを想定したうえで提案を行うこと。

9 財務書類の提出

事業者は、毎事業年度経過後3か月以内に、公認会計士又は監査法人による監査済みの当該事業年度の財務書類を自己の費用で作成し、市に提出する。また、市は、当該財務書類を公開できるものとする。

VII 契約に関する事項

1 契約手続き

市は事業者等と次のとおりの契約を締結する。なお、契約については、仮契約の締結後、市議会の承認をもって本契約の締結とする。

(1) 基本協定

市と落札者は、事業契約の締結及び本事業の実施に向けて必要な事項を定めた基本協定を締結する。

(2) 基本契約

市と事業者及び維持管理・運営業務を担う事業者は、本事業の実施に関する包括的な契約としての基本契約を締結する。

(3) 建設請負契約

市と建設請負事業者（建設企業を代表企業として組成した建設コンソーシアム）は、本施設の設計・施工業務に関する建設請負契約を締結する。

(4) 管理運営委託契約

市と維持管理・運営業務を担う事業者（SPC）は、本施設の維持管理・運営業務に関する運営委託契約を締結する。

2 事業契約の概要

事業契約において、事業者が遂行すべき施設整備、開業準備、維持管理及び運営に関する業務内容、リスク分担、金額及び支払方法等を定める。

3 契約金額

契約金額は、落札価格に消費税相当額を加えた金額とする。

4 契約の保証

事業契約書（案）を参照すること。

5 SPC の設立

(1) SPC は、加古川市内に設立するものとする。

(2) SPC は、その資本金が本事業を安定的に実施するのに十分な額である閉鎖会社であり、取締役会及び監査役を設置する株式会社でなくてはならない。

(3) SPC 構成員全体の出資比率の合計は、発行済株式の総数の 50% を超えるものとし、かつ代表企業の出資比率は出資者中最大となるものとする。

(4) SPC 構成員以外の者が SPC の出資者になることは可能であるが、当該出資者による出資比率は、全事業期間において出資額全体の 50%未満とする。

6 事業者の事業契約上の地位

市の事前の承諾がある場合を除き、事業者は事業契約上の地位及び権利義務を譲渡、担保提供その他の方法により処分してはならない。株式、新株予約権付社債を新たに発行しようとする場合も同様とする。なお、SPC 構成員等が保有する SPC の株式については、市の事前の書面による承諾がある場合、譲渡、担保権等の設定その他の処分を行うことができる。

7 契約金額の内訳の公表

市は、落札者との契約金額の内訳について、市が必要と判断した場合において、当該金額を公表することがある。公表する金額は、入札価格内訳書（様式 A-3-2）に示された項目及び金額とする。

VIII 入札書類

入札参加者が市に提出する入札書類は以下のとおりとする。詳細については、様式集を参照すること。

1 入札参加資格審査書類

様式	
1	参加表明書（様式1-1）
2	資格審査申請書（様式1-2）
3	設計業務を行う者の入札参加資格要件に関する書類（様式1-3）
4	工事監理業務を行う者の入札参加資格要件に関する書類（様式1-4）
5	建設業務を行う者の入札参加資格要件に関する書類（様式1-5）
6	給食調理業務を行う者の入札参加資格要件に関する書類（様式1-6）
7	入札参加者構成表及び役割分担表（様式1-7）
8	委任状（構成員→代表企業）（様式1-8）
9	委任状（代表企業用）（様式1-9）
10	会社概要書
11	決算報告書
12	商業登記簿謄本
13	消費税及び地方消費税の納税証明書
14	加古川市税の納税証明書

2 その他関係書類

様式	
1	入札辞退届（様式2-1）
2	構成員等変更承諾願（様式2-2）

3 第二次審査書類

様式	
入札に関する 提出書類	第二次審査書類提出書（様式A-1）
	入札参加者構成表（様式A-2）
	入札書（様式A-3-1）
	入札価格内訳書（様式A-3-2）
	要求水準に関する確認書（様式A-4）

提案書 I	提案全般（様式B-1）
提案書 II (事業計画提案書)	事業実施体制（様式C-1）
	事業収支計画に関する提案（様式C-2）
	事業継続に関する提案（様式C-3）
	リスク管理の考え方（様式C-4）
	地域社会、地域経済への貢献に関する提案（様式C-5）
提案書 III (施設整備提案書)	全体計画の概要に関する提案（様式D-1）
	施設計画の概要（様式D-2）
	安全性・防災性に関する提案（様式D-3）
	給食エリアのゾーニング及び配置計画に関する提案（様式D-4）
	全体動線計画に関する提案（様式D-5）
	各室の環境衛生・快適性に関する提案（様式D-6）
	ユニバーサルデザインへの配慮に関する提案（様式D-7）
	調理設備機器の性能に関する提案（様式D-8）
	経済性に関する提案（様式D-9）
	環境性に関する提案（様式D-10）
	施工計画に関する提案（様式D-11）
	施設整備に関する体制及びモニタリングに関する提案（様式D-12）
提案書 IV (維持管理提案書)	維持管理業務体制に関する提案（様式E-1）
	維持管理業務内容に関する提案（様式E-2）
	修繕・更新計画に関する提案（様式E-3）
提案書 V (運営提案書)	調理体制に関する提案（様式F-1）
	給食調理業務に関する提案（様式F-2）
	開業準備業務に関する提案（様式F-3）
	衛生管理業務に関する提案（様式F-4）
	配送業務に関する提案（様式F-5）
	アレルギー対応食の提供に関する提案（様式F-6）
	事故の未然防止・再発防止、緊急時の対応に関する提案（様式E-7）
	サービス水準の改善努力（様式F-8）
	運営支援（様式F-9）
	働きやすい職場環境づくりに関する提案（様式E-10）

提案書VI (計画図面等提案書)	面積表（様式G-1）
	仕上表（外部及び内部）（様式G-2）
	配置計画図（縮尺1/500）（様式G-3）
	平面図（各階）（縮尺1/300）（様式G-4）
	立面図（2面以上）（縮尺1/300）（様式G-5）
	断面図（2面以上）（縮尺1/300）（様式G-6）
	イメージスケッチ（外観及び内観）（様式G-7）
	構造計画概要（様式G-8）
	建築設備計画概要（機械・電気）（様式G-9）
	調理設備計画概要（様式G-10）
	備品リスト（様式G-11）
	調理作業工程表・作業動線図（様式G-12）
提案書VII (事業収支等提案書)	収支計画の前提（様式H-1）
	市の支払う対価（年度別）（様式H-2-1）
	市の支払う対価（四半期別）（様式H-2-2）
	資金収支計画表（様式H-3）
	損益計算書・消費税等計算書（様式H-4）
提案書VIII (提案価格等提案書)	初期投資費見積書（様式I-1）
	開業準備費見積書（様式I-2）
	維持管理費見積書（年次計画表）（様式I-3）
	維持管理費見積書（内訳表）（様式I-4）
	修繕・更新年次計画表（様式I-5）
	修繕・更新費見積書（内訳表）（様式I-6）
	運営費見積書（年次計画表）（様式I-7）
	運営費見積書（内訳表）（様式I-8）
提案書IX (事業スケジュール)	固定料金・変動料金の考え方（様式I-9）
	事業スケジュール（様式J-1）

IX その他

1 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援

(1) 業務を行うために必要な土地は、行政財産であり、市はこれを無償で使用させる。

(2) 市は、事業者による業務実施に必要な許認可等の取得に関し、協力する。

(3) 財政上及び金融上の提案については、入札参加者が自らのリスクで実行することとする。

(4) 市は、国からの交付金（学校施設環境改善交付金）の交付を受けることを想定しているが、本項に定める場合を除き、事業者に対する補助、出資等の支援は行わない。なお、事業者は、市が行う交付金に係る手続き等に対して必要な協力をすること。

2 事業の継続が困難となった場合における措置

(1) 事業の継続に関する基本的考え方

事業者においては、SPC の設立等により出資企業からの倒産隔離をあらかじめ講じることとする。また、事業の継続が困難となる事由が発生した場合は、事業契約書で定める事由ごとに、市及び事業者の責任に応じて、必要な修復その他の措置を講じることとする。

(2) 継続が困難となった場合の措置

本事業において、事業の継続が困難となった場合の措置は以下のとおりとする。

① 事業者の責めに帰すべき事由の場合

- ア 事業者の提供するサービスが事業契約書に定める要求水準を満たしていない場合、その他事業契約書で定める事業者の責めに帰すべき事由により債務不履行又はその懸念が生じた場合は、市は、事業者に対して指導等を行い、一定期間内に改善策の提出・実施を求めることができる。この場合において事業者が当該期間内に改善又は修復をすることができなかつたときは、市は、事業契約を解除することができる。
- イ 事業者の財務状況が著しく悪化したことその他事業契約書で定める事業者の責めに帰すべき事由により、事業契約に基づく事業の継続的履行が困難と合理的に考えられる場合、市は、事業契約を解除することができる。
- ウ 上記ア、イのいずれの場合においても、市は、事業契約に基づき事業者に対して違約金等の支払いを求めることができる。

② 市の責めに帰すべき事由の場合

- ア 市の責めに帰すべき事由に基づく債務不履行により事業の継続が困難となった場合、事業者は、事業契約を解除することができるものとする。
- イ 上記アの規定により事業者が事業契約を解除した場合は、事業者は、生じる損害について賠償を求める能够なものとする。

③ 当事者の責めに帰すことのできない事由の場合

- ア 不可抗力、その他市又は事業者の責めに帰すことのできない事由により事業の継続が困難となった場合は、市と事業者は、事業継続の可否について協議を行う。
- イ 一定の期間内に協議が調わないときは、それぞれ相手方に事前に書面による通知を行うことにより、市及び事業者は、事業契約を解除することができるものとする。
- ウ 上記イの規定により事業契約が解除される場合、事業者は、生じる損害について賠償を求めることができるものとするが、具体的な内容については、事業契約書（案）において示す。

④ その他

その他、事業の継続が困難となった場合の措置の詳細は、事業契約書に定める。

3 情報公開及び情報提供

本事業に関する情報は、適宜、市ホームページにおいて公表する。

4 入札手続きに関する問い合わせ

場 所 加古川市教育委員会教育総務部学務課
住 所 〒675-8501
兵庫県加古川市加古川町北在家 2000
電 話 079-427-9282
F A X 079-421-4422
E-mail gakumu@city.kakogawa.lg.jp
加古川市ホームページアドレス
<http://www.city.kakogawa.lg.jp/>